

- 携帯電話端末は、国内の電気通信事業者の包括免許の下に開設・運用される。
 (海外から持ち込まれた携帯電話等も、適合表示無線設備※は包括免許の下に開設可能)
 ※我が国の技術基準への適合性が確認され、その旨を示す表示が付された無線設備。
- 外国で開設されて国内に持ち込まれる衛星携帯電話や国際ローミングを行う携帯電話端末について、電波法第103条の5に基づき、国内の電気通信事業者の包括免許の下に運用可能。

【参考】電波法第103条の5に基づく運用の事例(携帯電話の国際ローミングの場合)

要件	概要
① 第一号包括免許人が、総務大臣の許可を受けて、自らの包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして運用	許可を受けた第一号包括免許人(2014年9月現在) ⇒NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル
② 自らの包括免許に係る特定無線局と同じ、携帯電話基地局に制御される外国の無線局	我が国の技術基準を満たす携帯電話基地局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射(周波数及び出力を制御)
③ 我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められること	我が国の技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門(ITU-R)の勧告M.1457(又はM.2012)に定める技術基準に準拠した外国法令に適合することについて、当該外国の法令により確認されているものであって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない運用が可能な場合をいう。

無線LAN (Wi-Fi)端末の使用について

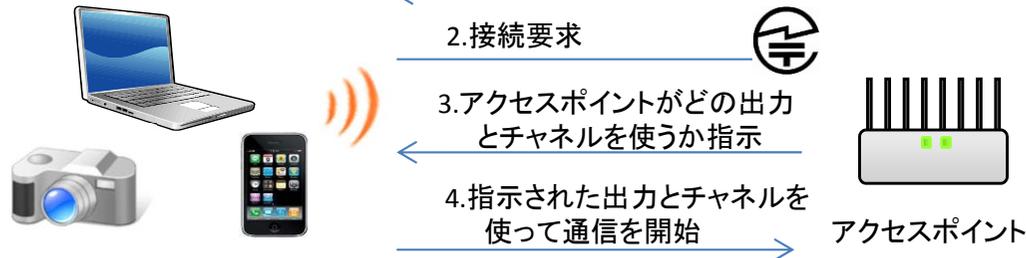
●無線LAN (Wi-Fi)端末は、小電力データ通信システムとして免許を要しない無線局として開設することが可能。

【参考】Wi-Fi端末の事例(電波法第4条第3項等)

要件	概要
①空中線電力が1ワット以下の無線局のうち総務省令で定める「小電力データ通信システムの無線局」(施行規則第6条第4号)	主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの
	特定の周波数帯(2.4GHz帯、5.2-5.3GHz帯、5.5-5.6GHz帯等)の電波を使用するもの
	空中線電力が0.01ワット以下であるもの
②呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は送信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・主として同一の構内において使用される無線局の無線設備で、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの(施行規則第6条の2第3号) ・無線設備規則第49条の20に定める技術的要件を具備していること(電波法第38条) ・キャリアセンス(※)を有すること(無線設備規則第49条の20)
③適合表示無線設備であること	①及び②の条件を満たしていることについて予め確認を受けた旨を表示していること

※キャリアセンス:送信しようとする周波数やチャンネルの利用状況を予め検知し、同一周波数の電波を送信しないようにする機能

(参考) IEEE802.11の通信方式の一例



※ ビーコン: 利用可能な無線LANによるネットワークを検出するための信号